



市 からの 連絡 帳

6月は、市・都民税普通徴収第1期の納期です。
 ~納付には、便利な口座振替を~
 ◆納税課 ☎042-460-9831

税・年金

家屋調査にご協力を

対象期間中に新築・増改築などをした家屋は、平成29年度から固定資産税・都市計画税の課税対象となります。これに伴い、市では税額の基となる家屋の評価額を算出するため、家屋調査を行っています。

対 1月2日~平成29年1月1日の期間中に新築・増改築などをした家屋

□調査内容 市職員が対象家屋を訪問し、家屋の内装・外装(屋根・外壁・天井など)および住宅設備(風呂・トイレなど)を調査します。

□調査日時 家屋の所有者に事前に書面でお知らせし、都合の良い日時に伺います。書面が届きましたらご連絡ください。

◆資産税課 ☎042-460-9830

市税納付を口座振替に ~夜間・休日 期間限定窓口を開設~

金融機関のキャッシュカードを利用して、市役所窓口で口座振替の申込ができるペイジー口座振替受付サービスを開始しました。

市・都民税(普通徴収)の平成28年度納税通知書発送に伴い、ペイジー口座振替登録のため、夜間と休日に期間限定窓口を開設します。この機会に便利な口座振替登録をしてみませんか。今回のご登録で、平成28年度1期からの口座振替に間に合います。

対 市・都民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険料

□利用可能な金融機関

- 銀行…みずほ・三菱東京UFJ・三井住友・りそな・東京都民・ゆうちょ
- 信用金庫…東京三協・西京・西武・東京・多摩
- そのほか…中央労働金庫

時 ●平日夜間(水曜日を除く)…6月9日(木)~17日(金)午後8時まで

●休日…6月11日(土)・12日(日)午前9時~午後3時

場 納税課(田無庁舎4階)

持 キャッシュカード(暗証番号)・申請者の本人確認書類

※生体認証ICカードなど、一部取り扱いできないカードあり

◆納税課 ☎042-460-9831

退職時には国民年金への 切替手続きが必要です

退職により厚生年金を脱退した方や退職した方の扶養になっていた配偶者(第3号被保険者)のうち、国内に住所がある20歳以上60歳未満の方は、国民年金第1号被保険者への切替手続きが必要です。※退職の翌日から厚生年金に加入する場合や、厚生年金加入中の配偶者に扶養される場合は、市役所での手続きは不要です。

場 保険年金課(田無庁舎2階)・市民課(保谷庁舎1階)・各出張所

持 年金手帳(基礎年金番号が確認できるもの)・退職日の記載がある書類(雇用保険被保険者離職票・退職証明書など)

問 武蔵野年金事務所 ☎0422-56-1411

◆保険年金課 ☎042-460-9825

福祉・子育て

年金生活者等支援臨時福祉給付金 (高齢者対象)の申請受付中

□申請期限 7月29日(金)(消印有効)
 詳細は、市報5月1日号または市HPをご覧ください。

◆臨時福祉給付金担当 ☎042-497-4976

障害福祉課窓口到手話通訳者配置

各庁舎での手続き・相談などで必要な場合に手話通訳をご利用ください。

□6月・7月の手話通訳者配置日程

日にち	場所
6月8日(水)	保谷庁舎1階
22日(水)	田無庁舎1階
7月13日(水)	保谷庁舎1階
27日(水)	田無庁舎1階

※いずれも午後1時~5時

配置日以外にも手話通訳者などの派遣を行っています。詳細は、お問い合わせください。

◆障害福祉課 ☎042-438-4034

平成28年度 移動支援・生活サポート・日中一時支援の更新

移動支援・生活サポート・日中一時支援は、6月30日が利用期限です。現在、利用登録をしており引き続きサービスを利用する方は、更新手続きが必要となりますので、利用前までに申請してください。

場 障害福祉課(両庁舎1階)

持 認め印・現在利用中の受給者証(お持ちの方)

◆障害福祉課 ☎042-438-4034

福祉用具・住宅改修の展示・相談コーナー

介護保険で利用できる住宅改修や、介護に役立つさまざまな福祉用具をご紹介します。また、用具を選ぶ際や使用する際の注意点など、福祉用具に関する質問や住宅改修の相談に、専門相談員や福祉住環境コーディネーターがお答えします。

時 6月7日(水)午前9時~午後5時・8日(木)午前9時~午後4時

場 田無庁舎2階展示コーナー

問 高齢者支援課 ☎042-438-4032



児童手当・児童育成手当の 現況届をお忘れなく!

6月1日現在、児童手当・児童育成手当(育成手当・障害手当)を受給している方に「児童手当現況届」「児童育成手当現況届」の用紙を送付しますので、6月30日(木)までに必ず提出してください。

□提出方法 ●子育て支援課(田無庁舎1階)へ持参(郵送可)

●市民課(保谷庁舎1階)・各出張所に設置してある専用の回収ポストへ投函
 ※記入漏れや添付書類漏れにご注意ください。

◆子育て支援課 ☎042-460-9840

くらし

東町テニスコート一部補修工事

人工芝の補修工事を行うため、下記期間中は利用できません。ご理解・ご協力をお願いします。

時 8月1日(月)~5日(金)

問 スポーツセンター ☎042-425-0505

◆スポーツ振興課 ☎042-438-4081

エコプラザ西東京執務室の改修工事

7月中旬までの予定で工事が始まりました。工事期間中は、プラザ棟1(講座室1・2、1階ホール、和室、環境学習コーナー)は使用できません。来館者用駐車場も利用が制限されます。

ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

◆環境保全課 ☎042-438-4042

廃棄物処理手数料の減免申請

減免対象者がいる世帯の、指定収集袋(ごみ袋)無料配布申請を受け付けます。詳細は、市報5月15日号または市HPをご覧ください。

◆ごみ減量推進課 ☎042-438-4043

市民税・都民税(住民税)の納税通知書を送付 ◆市民税課 ☎042-460-9827・9828

平成28年度市民税・都民税が課税となり、納付方法が普通徴収(納付書または口座振替による個人での納付)の方と公的年金からの特別徴収(引き落とし)の方を対象に、納税通知書を送付します。

納税通知書には、平成27年中の所得および各種控除の内容や、それを基に計算した市民税・都民税の税額が記載されています。なお、金融機関などの窓口で納めていただく方には、納付書が同封されています。納付書は1枚ずつ期別ごとに分かれていますので、納期限をよく確認して納付してください。※非課税の方への送付はありません。

※徴収方法が給与からの特別徴収(引き落とし)となっている方には、特別徴収税額の決定通知書(納税義務者用)を勤務先へ送付しています。

◆納税通知書の発送日

- 65歳未満(4月1日現在)の方…6月3日(金)
- 65歳以上(4月1日現在)の方…6月13日(月)

◆市民税・都民税が給与からの特別徴収となっても納税通知書が届く方

勤務先へ送付した特別徴収税額の決定通知書(納税義務者用)は、給与からの特別徴収分の税額の内容を記載しているものです。

給与からの特別徴収をしている勤務先以外からの

収入(公的年金などの雑所得、事業所得、そのほかの勤務先からの給与収入など)があった方は、徴収方法が給与からの特別徴収と普通徴収の両方になる場合があります。この場合には、給与からの特別徴収の方でもご自宅に納税通知書が届きますので、内容をご確認ください。

◆納付について

今回発送する納税通知書(口座振替の方を除く)に同封する納付書の納付場所や支払方法など詳細は、納税通知書6ページをご覧ください。なお、コンビニで納付が可能なのは、納付書1枚当たりの税額が30万円以下のものです。

◆課税・非課税証明書の発行

平成28年度の証明書の発行…6月3日(金)から
 ※市民税・都民税の納付方法が全て給与からの特別徴収の方は、5月13日から発行しています。

□交付窓口 市民税課(田無庁舎4階)・市民課(保谷庁舎1階)・各出張所

証明書を発行できるのは、①市民税・都民税申告書または確定申告書を提出した方 ②給与や公的年金などの支払先から支払報告書などの提出があった方 ③①と②に該当する方の扶養親族として申告書などに氏名の記載がある市内在住の方です。

①~③に該当しない方は、申告を受け付けてから証明書の発行までに1カ月ほどかかる場合があります。また、既に申告書を提出している場合でも、提出時期によっては、同様の期間を要する場合があります。

市民税・都民税の申告は、市民税課(田無庁舎4階)で受け付けています(郵送可)。

◆平成28年度に非課税となる方

- 平成28年1月1日現在、生活保護法による生活扶助を受けている方
- 平成27年分の合計所得金額が125万円以下の障害者・寡婦・寡夫・未成年者(平成8年1月3日以降生まれ)の方
- 平成27年分の合計所得金額が下表以下の方

□市民税・都民税非課税限度額

扶養人数※	合計所得金額
0人(本人のみ)	35万円
1人	91万円
2人	126万円
3人以上	1人増ごとに35万円加算

※扶養人数とは、控除対象配偶者と扶養親族(年少扶養親族を含む)を合計した人数です。